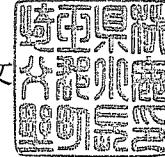


小鹿水 第 69 号
平成 26 年 11 月 7 日

小鹿野町水道事業運営審議会
会長 宮 田 義 範 様

小鹿野町長 福 島 弘 文



水道事業の運営及び水道料金の改定について（諮問）

小鹿野町水道事業の安定的な運営を確保するため、小鹿野町水道事業運営審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

我が国の水道は、1950年から70年代に集中的に整備されてきました。この水道に関する施設や水道管等は、既に耐用年数を超えているものもあるため、東日本大震災を契機に、地震等の災害に強い水道の構築が重要となっていきます。特に、水道管においては、老朽化等により管が破裂し、大漏水を起こすなどの報道がなされており、当町においても石綿管等の老朽管が多いことから、災害に強い耐震管への整備が急務となっています。また、少子高齢化等による給水人口や収益の減少、使用者の節水意識の高まりなど、水道事業における経営環境は、非常に厳しい状況となっています。

当町の水道事業は、昭和41年に創設以来、旧小鹿野町と旧両神村との町村合併による統合、簡易水道を上水道に事業統合するなど、合理化が進められてきました。しかしながら、近年、経営が圧迫され、平成24年度において初の赤字となつて以来、2年連続の赤字決算となりました。

水道事業経営は、「独立採算」を原則として行われていることから、赤字は、水道料金により補填しなければなりません。さらには、老朽化施設の更新費用も確保することが必要となります。

そこで、今後の水道事業の運営及び昭和61年以来改定されていない水道料金改定の必要性について、貴審議会の意見を求めるものでございます。